

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤 永 知 子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

求 釈 明 申 立 書

2007(平成19)年2月7日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一
同 野本 夏生

外

記

1. ハツ場ダム計画への参画と水利権の内容の変更について

被告は、準備書面(9)のp2において、「ハツ場ダムなどの水資源開発計画に参画したことにより、「非かんがい期の水源措置条件」が満たされたため、これらの条件が付されることはなくなったのである」と主張する。

この点について、原告は、裁判所に対して、以下の事項の求釈明を求める。

被告は、被告の行為として「ハツ場ダムなどの水資源開発計画に参画した」と主張しつつ、その証拠としては、乙8号証及び乙20号証を書証として挙げ

る(同書面 p 3 , 4)。

しかし、これらの書証はいずれも、建設省(国土交通省)がその責任で作成したものであり、そこには、被告・埼玉県の積極的な行為は何ら記載されていない。

よって、被告が「八ツ場ダムなどの水資源開発計画に参画した」と主張することを示す、建設省(国土交通省)に対する意思表示を示す文書が存在するはずである。

また、被告による、八ツ場ダム計画などへの参画を示す意思表示に伴い、被告と建設省(国土交通省)との間でダム建設計画への参画と水利権の取扱いに関する何らかの覚え書きが取り交わされていることが強く推測される。

そこで、原告としては、被告に対して以下の事項を求釈明されるように求める。

(1) , 乙 8 号証及び乙 2 0 号証によって示される八ツ場ダムなどの水資源開発計画に被告が参画したことによって、水利権の取扱いに関する変更を加えるとの取扱いに付いては、被告と建設省(国土交通省)との間の口頭による確認にとどまるのか、何らかの文書による確認があるのかを明らかにされたい。

(2) , 被告は八ツ場ダムなどの水資源開発計画に被告が参画したことによって、非かんがい期の水源措置条件が付されなくなったとし、さらに同ダムが完成した時点でこれらの水利権は安定水利権となると主張している。

この点に関して、被告は、「被告が八ツ場ダムなどの水資源開発計画から撤退した場合には、農業用水転用水利権については、少なくとも非かんがい期については河川管理者によって水利権の許可が取り消される、ないしは許可期間到来によって更新されず消滅する」という主張するものであるのか明らかにさ

りたい。

(3), 上記(1), (2)の内容について、その確認が何らかの文書によってなされているのであれば、その文書を証拠として提出されたい。

2, かんがい期にも豊水条件が付されていることについて

被告準備書面(9)のp8に、「転用元の農業用水は、かんがい期のみの水利権であるのに対し、転用先の水道用水の場合、年間を通じて取水する必要があり、非かんがい期の水源が確保されていない不完全な水利権であるため、年間を通じて豊水条件が付されているものである。」と記されている。

転用元の農業用水利権がかんがい期には正規の水利権(安定水利権)であると主張するにもかかわらず、転用された水利権については、かんがい期にも豊水条件が付されている。

これは、明らかに矛盾している。

この水利権の転用の際に、かんがい期にも豊水条件が付されることとなった理由について明らかにされたい。

また、被告がかんがい期にも豊水条件が付されることを了解したのか否か、当時被告として、この取扱についてどのような意見を述べたか明らかにされたい。

以上